

# 退職時の年金関係手続等についてお知らせ します

## 退職時は「退職届書」「組合員転出・異動届書」の提出を忘れずに

年金請求をスムーズに行っていただくため、退職時に**老齢厚生年金の受給年齢に達していない組合員(昭和32年4月2日以降生まれ)**は、組合員期間中の年金記録(これまでの公務員期間や給与情報等)を整備し「年金待機者」として登録する手続が必要です。

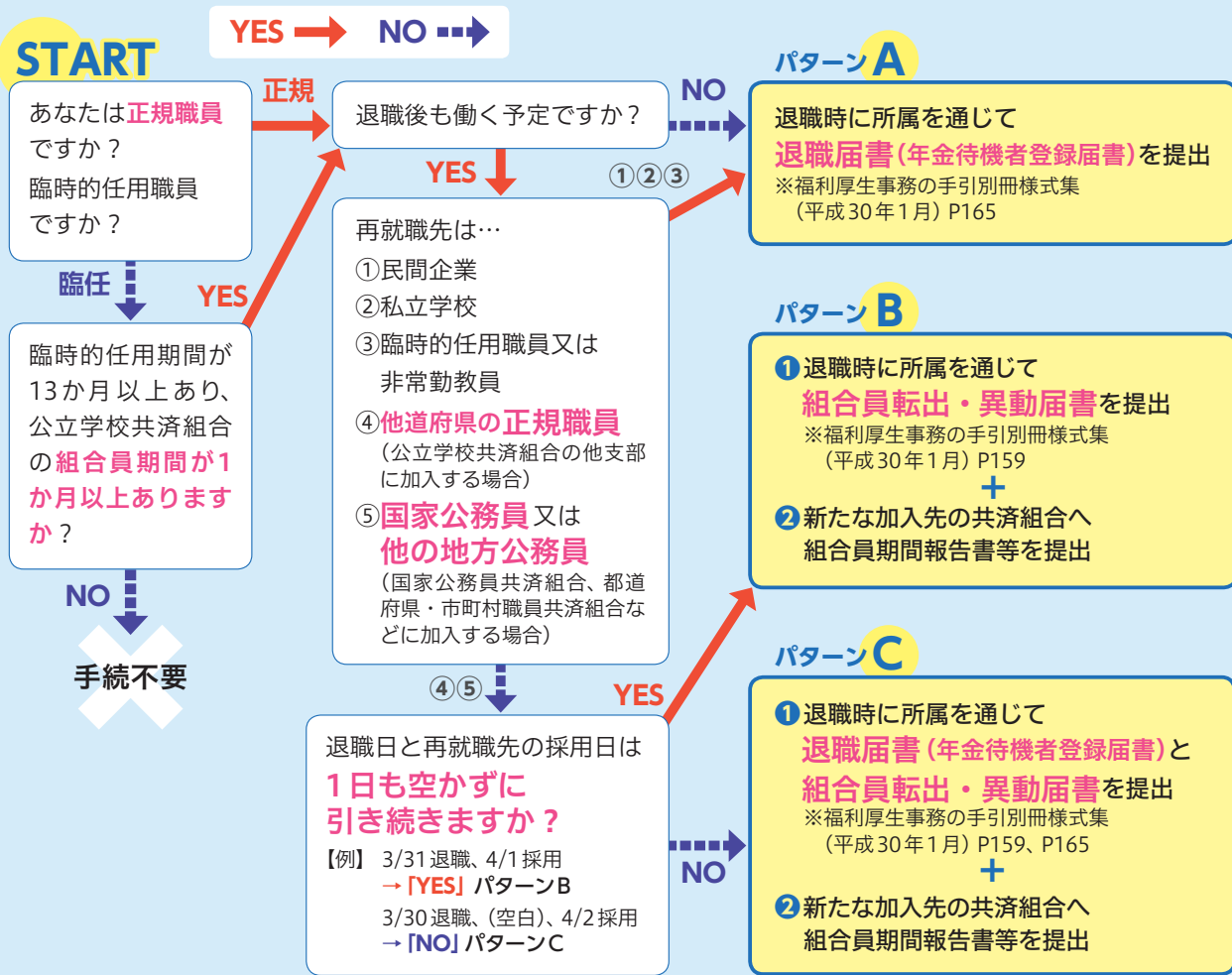


登録手続のため、「退職届書」「組合員転出・異動届書」を提出してください。

下記のフローチャートで必要な手続を確認して、所属所を通じて必要書類を提出してください。

### 退職時手続フローチャート

**ポイント** 必要な手続は「公務員共済組合期間が引き続くかどうか」で異なります



### ねんきん基礎知識

#### 「退職届書(年金待機者登録届書)」の提出を忘れると!?

公立学校共済組合では、老齢厚生年金の受給開始年齢になると「年金待機者」として登録されたデータを基に、請求書を送付しています。正確な登録がされていないと、請求書の送付が遅れたり、届かなかったりする場合があります。待機者登録後も、住所や氏名等に変更が生じた場合は「年金待機者異動報告書※」により、報告をお願いします。

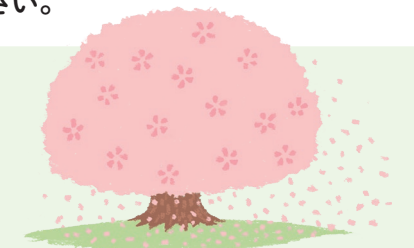
**重要な書類ですので、忘れずに共済組合へ提出してください!**

※「年金待機者異動報告書」は、待機者登録完了時の通知に同封されています。



## 早期退職者向け年金手続等説明会(3月)のお知らせ

公立学校共済組合東京支部では、**定年退職前に早期退職する50歳以上、59歳未満の組合員の方**を対象に説明会を開催します。参加を希望する方は、当日会場へお越しください。



#### ▶ 対象者

今年度末に退職する  
昭和36年4月2日から昭和45年4月1日生まれ  
(50歳以上、59歳未満)までの組合員

#### ▶ 開催日時

●令和2年3月10日(火) 10:00から  
●令和2年3月11日(水) 10:00から  
希望する日にご参加ください。説明内容は同じです。

#### ▶ 会場

東京都教職員研修センター B2階 視聴覚ホール  
東京都文京区本郷1-3-3(水道橋)

#### ▶ 説明内容

- ・公的年金制度の概要
- ・退職後の医療保険制度
- ・今後の年金手続 等

#### ▶ その他注意事項

- ・事前申込は不要です。
- ・詳細は1月下旬に各所属所へ通知します。

## 今年度末63歳以上で退職する組合員の方

今年度末の年齢が63歳以上で退職する組合員は、老齢厚生年金の受給開始年齢に達しているため、退職時に以下の手続が必要です。手続が必要となるのは、再任用フルタイム勤務を終了する方、首都大学東京を退職する方、公立学校共済組合に加入している臨時的任用教職員(産休・育休代替教職員)で任用が3月下旬で終了する方等です。該当の方には令和2年3月上旬までに請求書類を送付します。

今年度末年齢	手続	手続内容	手続方法
63歳以上 (生年月日がS32.4.1以前の組合員)	退職改定請求	すでに決定している老齢厚生年金に、退職時までの組合員期間や報酬等の記録を加算して、改めて年金額を決定します。 また、在職中に支給停止していた年金を解除します。	令和2年3月上旬までに請求書類を送付します。必要書類を添えて、期限までに提出してください。 ※退職時65歳以上の方は、退職改定請求にあわせて「年金払い退職給付」の請求手続も行います。

給与支給機関からの情報提供に基づき、対象者に書類を送付します。**退職の連絡は不要ですが、令和2年3月13日になっても請求書類が届かない場合は、東京支部給付貸付課年金担当までご連絡ください。**

#### 注意

年金を受給するためには、請求手続が必要です。在職中に受給権が発生し、請求手続を行っていなかった方は、退職改定請求とあわせて年金決定請求手続を行う必要があります。

なお、請求書を提出後、年金の決定・支給までにはおおむね4~5か月かかりますのでご了承ください。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828